

委員会提出議案第1号

鹿屋市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
鹿屋市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

令和7年3月19日提出

議会運営委員会委員長 伊 野 幸 二

鹿屋市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

鹿屋市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年鹿屋市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行いたいので、本案を提出するものである。